公衆浴場の営業許可取得後に必要となる手続き

以下の場合、保健所への**届出が必要**になります。※_{手数料はかかりません。}

- ①営業許可事項について変更があった場合
- ②事業譲渡による承継の場合
- ③相続による承継の場合
- ④法人の合併・分割による承継の場合
- ⑤営業を休止する場合(全部もしくは一部)や、 営業をやめた場合



①営業許可事項について変更があった場合

「公衆浴場営業許可事項変更届」に、下記の必要書類を添えて、10日以内に保健所に

提出してください。	
変更内容	必要書類
□施設名称が変わった	・公衆浴場営業許可証
□法人開設者の名称、所在地、 代表者が変わった	・公衆浴場営業許可証 ・履歴事項全部証明書(原本もしくは原本提示の上での写し)
□個人開設者の氏名、住所が変わった	・公衆浴場営業許可証
□衛生管理に係る責任者が変わった	・特になし
□設備や構造が変わった (軽微なもの) ※事前に保健所に図面相談をしてください。 変更が大規模な場合は、新規申請が必要 になります。	・変更内容を確認するための書類(新旧) 施設図面、給排水の配管図、構造仕様書等 ・公衆浴場施設概要 ・水質に影響する変更の場合は、水質検査の結果 ※変更内容によって必要な書類が異なります。 詳細はお問い合わせください。
□使用水の種類が変わった	・保健所へご確認 ください。 大規模な構造設備の変更の場合 は、変更届ではなく、新規申請

②事業譲渡による承継の場合

営業の譲渡により、譲受者が営業の地位を承継した場合は、 営業譲渡承継届に「営業の譲渡が行われたことを証する書類※| を添付して、遅滞なく保健所に提出してください。 また、譲受者が法人の場合は、登記事項証明書の提出も必要 となります。 ※譲渡証明書(原本)や譲渡契約書の写しなど

!!!注意点!!!

- ・事業譲渡であることを証する書類がない場合(事業譲渡ではなく、 営業者が変わる場合)や、大規模な構造設備の変更がある場合は、 新規の届出となります。
- ・別途変更届の提出が必要となることがあります。

が必要となります(手数料がかかり ます)。

※構造設備の変更については、 事前に保健所に図面相談を してください。

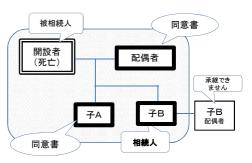
③相続による承継をする場合

個人営業者が死亡し、相続人が、浴場業の地位を承継する場合の手続きです。

「公衆浴場営業相続承継届」に下記の書類を添えて、 相続後遅滞なく(概ね60日以内)保健所に提出してください。

- •戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)※
- (1)被相続人(死亡した営業者)の出生から死亡までの戸籍謄本。
- (2) 相続人全員の戸籍謄本((1)に記載されている方については省略可能) 注:除籍謄本や改製原戸籍等が必要になる場合があります。
- •相続人が複数いる場合は、相続人全員の同意書
- ·公衆浴場営業許可証

※法定相続情報一覧図の写し(法務局発行)でも可。



例:開設者が死亡し、子Bが相続承継する場合

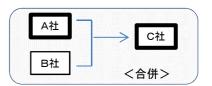
④合併・分割による承継をする場合

営業法人の合併や分割により設立された法人が、浴場業の地位を承継する場合の手続きです。

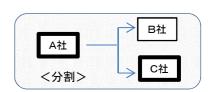
「公衆浴場営業合併(分割)承継届」に下記の書類を添えて、 相続後遅滞なく(概ね60日以内)保健所に提出してください。

下記(1)~(3)の法人であって、浴場業を承継する法人の

- ・定款又は寄付行為の写し
- ・履歴事項全部証明書(原本もしくは原本提示の上での写し)
 - (1)合併後存続する法人
 - (2)合併により設立された法人
 - (3)分割により設立された法人
- •公衆浴場営業許可証



例1:A社が営業していた施設を、合併に より設立されたC社が承継する場合



例2:A社が営業していた施設を、分割に より設立されたC社が承継する場合

⑤営業を停止する場合(一部もしくは全部)や、営業をやめた場合

公衆浴場営業停止(廃止)届に

公衆浴場営業許可証を添えて、<u>営業をやめた後</u>、10日以内に保健所に提出してください。 営業許可証を紛失している場合は、届出にその旨記載の上提出してください。

お問い合わせは・・・ さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7-5-12

TEL:048-840-2227 FAX:048-840-2232

E-mai:kankyo-yakuji@city.saitama.lg.jp